

## すさみ町定住支援事業補助金交付要綱

令和3年10月1日

訓令第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、すさみ町定住支援事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、すさみ町（以下「町」という）において自ら居住するための定住住宅の新築及び空き家の改修、家財道具等の撤去活動を行う者（空き家の所有者又は居住する者）に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、町への定住促進により町外への人口流失を抑制し、定住人口を確保するとともに空き家の利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅 建築基準法(昭和25年法律第201号)に準拠する建物。居住を目的として、独立した基礎を有し、玄関、台所、居間、浴室及びトイレ等を備えた建物
- (2) 空き家 現在は居住していない家屋又は使用していない倉庫等。建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (3) 家財道具等 空き家等に残置された家具、電化製品、衣類、食器類等の不用品
- (4) 所有者等 宅地及び当該空き家に係る所有権又は売買もしくは賃貸を行うことができる権利を有する者
- (5) 取得日 登記簿への登録日又は施工業者からの引渡し日、売買契約締結日（空き家購入の場合）
- (6) 基準日 令和3年10月1日とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) すさみ町民又は、すさみ町民となる者（当町への住民票の異動）。ただし、空き家の改修補助金及び家財道具撤去補助金を所有者等が申請する場合は、この限りではない。

※法人は対象外

- (2) 空き家の改修及び家財道具撤去に関しては、和歌山県が支援する空き家改修補助金及び家財道具撤去補助金の対象となっていない者
- (3) 世帯全員が本町に納入すべき町税、使用料、分担金及びその他町に対する債務（以下「債務」という。）を滞納していない者
- (4) すさみ町暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等と密接関係者でないこと。

(5) 基準日以降において新築住宅の完成、空き家改修工事の完了、家財道具の撤去を行った者  
2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 同一年度内において国、県又は町等の制度による他の補助金又は移転補償、損害賠償等の補填を受けて住宅を新築又は空き家を改修する者

※国、県又は町等の制度による他の補助金の内、別表第1に定める補助金等に関しては、この限りではない。

(2) 相続、贈与により空き家を取得する者

(3) 3親等内における空き家の売買契約及び賃貸借契約を締結する者

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 住宅建築費(業者施工の建築費、施工業者に支払う経費及び資材費)

(2) 空き家改修費(業者施工の改修費、施工業者に支払う経費及び資材費)ただし、外構工事は対象外とする。

※エアコン等の電化製品の購入、備品の購入及び電化製品設置等に関する配線工事等についても対象外とする。

(3) 家財道具撤去費(業者実施の撤去費に限る)

(補助金の種類、交付要件、補助率等)

第6条 補助金の種類、交付要件、補助率等は、別表第2のとおりとする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業の着手、着工前にすさみ町定住支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第3に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

ただし、基準日現在で着手、着工している場合は申請を受け付けるものとする。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により適当と認めるときは、すさみ町定住支援事業補助金交付決定通知書(様式第1-1号)(以下「補助金交付通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による書類の審査及び現地調査により、補助金の交付が適当でないとき認めるときは、すさみ町定住支援事業補助金不交付決定通知書(様式第1-2号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の手続き)

第9条 申請者は、第7条に規定されている申請の変更及び事業の取り止めをしようとするときには、速やかに事業変更申請書(様式第2号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書(様式第3号)に別表第3に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書を審査し、適正と認めるときは、補助額を確定し、補助金確定通知書(様式第3-1号)により申請者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の通知を受けた者は、速やかに、すさみ町定住支援事業補助金交付請求書(様式第4号)に別表第4に掲げる書類を添えて、取得後3か月以内に町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 新築住宅の取得日又は空き家の入居日から5年以内に生活の本拠を対象住宅から移すことになったとき又は売却、譲渡したとき。ただし、町長がやむを得ないと判断した場合はこの限りではない。※補助金受給者の死亡、災害等で補助金対象住宅を失ったとき等。

(2) 提出した書類に偽りその他不正があったとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

国県又は町等の制度による他の補助金
1. 住宅耐震改修事業補助金
2. すまい給付金
3. 浄化槽設置整備事業補助金
4. 紀州材で建てる地域住宅支援制度

※上記補助金に関しては、令和3年9月30日現在のものである。

別表第2（第6条関係）

補助金の種類	交付要件	補助率	補助上限額
新築住宅建築費	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 町内に住宅を新築しようとする者でこの要綱の施行日以降に申請を行う者。</li><li>2. 補助金請求時にすさみ町民となっている者。</li><li>3. 1人（1世帯）につき1回申請可能。</li></ol>	建築費用の1/10	100万円
空き家改修費	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 町内の空き家を購入もしくは、賃貸借する者で、この要綱の施行日以降に申請を行う者。 空き家売買契約・賃貸借契約を締結した空き家所有者（売主・貸主）においても申請可能。</li><li>2. 補助金請求時にすさみ町民となっている者。ただし、空き家所有者においてはこの限りではない。</li><li>3. 1人（1世帯）につき1回、1軒につき1回申請可能。</li></ol>	補助対象経費の2/3	50万円
家財道具撤去費	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 町内の空き家を購入もしくは、賃貸借する者で、この要綱の施行日以降に申請を行う者。 空き家売買契約・賃貸借契約を締結した空き家所有者（売主・貸主）においても申請可能。</li><li>2. 補助金請求時にすさみ町民となっている者。ただし、空き家所有者においてはこの限りではない。</li><li>3. 1人（1世帯）につき1回、1軒につき1回申請可能。</li></ol>	補助対象経費の10/10	8万円

別表第3（第7条関係）

補助金交付申請時提出書類（新築補助）
1. すさみ町定住支援事業補助金交付申請書（様式第1号） 2. 新築住宅建設前の現況写真及び位置図もしくは土地の現況写真及び位置図 3. 町税等の滞納がないことを証明する書類（納税証明書等） ※申請段階ですさみ町民でない者は、前居住地の市町村税等の滞納がないことを証明する書類 4. 新築住宅建設の見積書の写し 5. 工事契約書の写し 6. 計画平面図 7. 誓約書 8. その他町長が必要と認めるもの
補助金交付申請時提出書類（空き家改修補助）
1. すさみ町定住支援事業補助金交付申請書（様式第1号） 2. 町税等の滞納がないことを証明する書類（納税証明書等） ※申請段階ですさみ町民でない者は、前居住地の市町村税等の滞納がないことを証明する書類 3. 空き家改修の見積書の写し 4. 空き家改修前の全景写真及び改修箇所写真 5. 空き家売買契約書又は空き家賃貸借契約書の写し 6. 同意書 7. 誓約書 8. その他町長が必要と認めるもの
補助金交付申請時提出書類（家財道具撤去補助）
1. すさみ町定住支援事業補助金交付申請書（様式第1号） 2. 町税等の滞納がないことを証明する書類（納税証明書等） ※申請段階ですさみ町民でない者は、前居住地の市町村税等の滞納がないことを証明する書類 3. 家財道具撤去の見積書の写し 4. 空き家売買契約書又は空き家賃貸借契約書の写し 5. 誓約書 6. その他町長が必要と認めるもの

別表第4（第10条関係）

事業実績報告時提出書類（新築補助）
1. すさみ町定住支援事業補助金実績報告書（様式第3号） 2. 新築住宅所在地への住民異動後の住民票の写し 3. 住宅又は土地の登記事項証明書 4. 住宅又は土地の全景写真 5. 住宅又は土地の平面図（建築確認申請又は工事請負契約書の附属図書等の写し） 及び位置図 6. 請負事業者を支払った領収書の写し

事業実績報告時提出書類（空き家改修補助）
1. すさみ町定住支援事業補助金実績報告書（様式第3号） 2. 新居への住民異動後の住民票の写し 3. 空き家改修後の全景写真及び改修箇所写真 4. 請負事業者を支払った領収書の写し

事業実績報告時提出書類（家財道具撤去補助）
1. すさみ町定住支援事業補助金実績報告書（様式第3号） 2. 請負事業者を支払った領収書の写し

別表第4（第12条関係）

補助金請求時提出書類（共通）
1. すさみ町定住支援事業補助金交付請求書（様式第4号） 2. 補助金確定通知書の写し